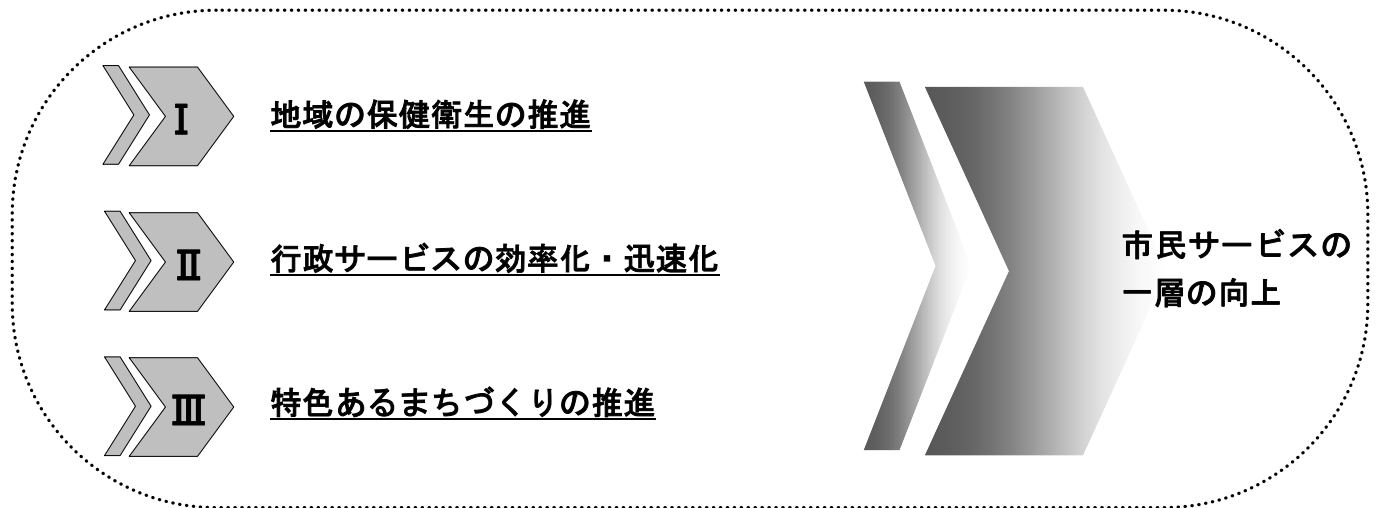


中核市移行による主な事務の概要とその効果

中核市に移行し、これまで広域自治体である府が実施してきた様々な事務を、市民に最も身近な基礎自治体である市が実施することにより、大きく次の3つの効果を生み出し、市民サービスの一層の向上を図ることができます。



I 地域の保健衛生の推進

地域の保健衛生の中核的な役割を担う保健所を設置することにより、これまで市が実施してきた母子保健や子育て支援、健康増進等各事業に加え、保健所が行ってきたより専門的、技術的な業務を一体的に実施することが可能となり、市民サービスのさらなる向上につながります。

また、医師や獣医師、薬剤師等といった保健医療専門職等を配置することにより、健康に関する多種多様な相談に対して、きめ細かな対応・支援・指導を行うとともに、庁内関係部署と有機的な連携体制を構築し、健康に関する様々な情報を市民に分かりやすく提供する等、市民の健康の保持及び増進に向けた取組を一層支援することができます。

市民の健康といのちを守るため、保健・医療に関する監視・指導行政等を充実することで、安心・安全で地域の実情に応じた保健衛生行政を推進していきます。

以下、主な事務の概要とその効果について、具体的に説明します。

1 保健所設置に伴う主な事務の概要

(1) 対人保健サービスに関するもの

ア 母子保健関連（児童福祉法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 慢性的疾患により長期療養を必要とする児童やその家族に対し、保健師や理学療法士等による訪問指導、医師等による療育相談、家族交流会の開催等の支援を行います。・ 医療機関や介護事業者等の関係機関との連携会議を実施し、地域ケアシステムの構築を図ります。・ 小児慢性特定疾病医療費の自己負担分の一部助成を行います。・ 医療保険が適応されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部助成を行います。
イ 結核・感染症関連（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 結核及びその他の感染症患者等（疑いも含む）の発生届出を受理し、患者及び接触者に関する調査を実施するとともに、必要に応じ、指導（入院勧告、就業・就学制限等）や健康監視を行います。・ 登録された結核患者に対して、保健師等が家庭訪問を実施し、処方された薬剤を確実に服用しているかなど、必要な指導や継続的な管理健診を行います。・ エイズや性感染症に関する検査や相談、正しい知識の普及啓発等を行います。・ 検疫所（関西国際空港検疫所、大阪空港検疫所など）から健康監視を要する住民情報を受理し、感染拡大の防止にむけた対策を講じます。・ 感染症に関する疫学調査（感染症発生動向調査）を実施し、収集した感染症に関する情報分析及び分析結果の積極的な公表を行います。
ウ 難病関連（難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 難病患者やその家族に対し、保健師や理学療法士等による訪問指導、訪問リハビリ、患者や家族交流会の開催等の支援を行います。・ 医療機関や介護事業者等の関係機関との連携会議を実施し、地域ケアシステムの構築を図ります。・ 特定医療費（指定難病）等の申請受理及び相談に応じます。
エ 精神保健関連（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 市民からのこころの健康相談及び精神障がい者の医療や福祉に関する相談に応じます。・ 精神障がいのため自傷他害の恐れのある者に関する市民からの相談や警察からの通報を受理し、必要な対応を行います。・ こころの健康づくりや精神障がい者の医療福祉に関する知識の普及啓発を行います。

(2) 対物保健サービスに関するもの

ア 食品衛生関連（食品衛生法に基づく事務、食品表示法に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 食品関係施設の営業等の許可、監視指導、営業停止命令などを行います。・ 食中毒発生時の対応や食中毒予防にむけた食品衛生に関する啓発や相談を行います。・ 市として食品衛生監視指導計画を作成し、収去検査（行政検査）を行い、食品よる健康危害（食中毒や異物混入等）の防止や食品等の規格基準や表示基準の遵守徹底を図ります。
イ 環境衛生関連（美容師法、理容師法、クリーニング法、旅館業、公衆浴場法、興業場法に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 各施設の開設届の受理、構造設備の基準に適合しているかの審査及び現地調査等を行います。・ 各施設が講ずべき措置が適切に行われているかなどについて定期的な立入検査を実施するとともに、必要に応じて改善等の指導を行います。
ウ 特定給食施設指導関連（健康増進法に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 特定多人数に対して継続的に給食を提供する施設に対し、巡回指導や立入検査を実施し、施設管理者及び給食関係者に栄養改善の見地から必要な指導を行います。
エ 各種統計調査関連
<ul style="list-style-type: none">・ 保健医療等に関する施策立案の基礎資料を得るため、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚等の人口動態、病院・診療所の分布及び整備状況、医療施設の診療機能の全数調査等（医療施設動態調査、受療行動調査、患者調査等の保健統計等）を実施します。
オ 医事・薬事関連（医療法に基づく事務、医薬品、医療機器等の安全性の確保に関する法律に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 病院、診療所の開設許可及び変更等の届出を受理し、構造設備等の使用前検査を実施します。・ 原則年1回、医療機関への立入検査を行い、適正な管理のもとで適切な医療が提供されているか確認します。・ 各保健所が事務局となり各種懇話会を開催し、保健医療施策に関する意見交換等や保健医療計画の圏域版の策定にむけた検討を行います。懇話会で出された意見については、大阪府保健医療協議会に報告します。・ 薬局、医薬品店舗販売業及び医療機器の販売業、貸与業に係る許認可業務（許可相談や許可証交付）及び監視指導業務（通常立入調査、違反発見時の対応）を行います。・ 医薬品の適正使用や薬物乱用防止に関する啓発事業を行います。
カ 動物関連（狂犬病予防法に基づく事務、動物愛護及び管理に関する法律に基づく事務）
<ul style="list-style-type: none">・ 通報のあった放浪犬や負傷犬の捕獲、抑留を行い、必要な処置、対応を行います。・ 飼養できなくなった犬、猫について、相当の事由と認められた場合引取りを行います。

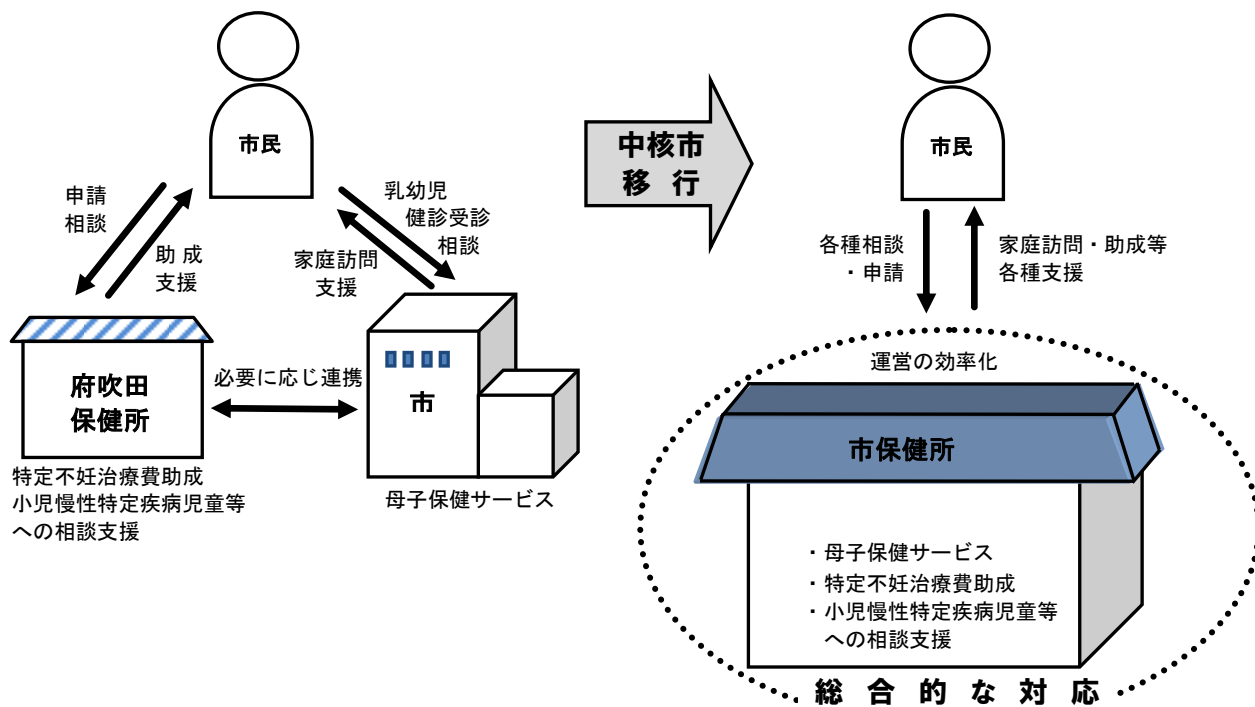
2 保健所設置に伴う主な効果

(1) 総合的な保健サービスの提供

保健センターと保健所が、ともに市長の指揮命令を受けることにより、同じ方向性で事業を効果的に展開することが可能となり、保健サービスの質の向上につながります。

(例)

- ・ 現在、妊婦健診や乳幼児訪問・健診等による相談、支援を妊娠・出産から育児までの母子保健サービスのほとんどを市が実施しています。中核市移行後は、府が実施してきた小児慢性特定疾病児等への相談や支援、特定不妊治療助成等も市が担うことになり、総合的な母子保健サービスを提供することができます。



(例)

- ・ 精神障がい者及びその家族からの相談・支援や自殺予防対策（こころの病気の早期発見や治療）等、これまで府と市がそれぞれの役割のもと実施してきた保健医療サービスを、市が一体的に提供することが可能となり、きめ細かな支援につながります。

(2) きめ細かな地域保健、健康づくり施策の推進

医師、薬剤師、獣医師、精神保健福祉士等、多様な保健医療専門職を配置することにより、それら専門職の知識・能力を生かし、健康増進、母子保健等に関する既存業務等をより効果的に実施します。

また、保健センターと保健所の両方の業務を経験することにより、保健医療分野におけるより専門的で広範な知識が蓄積され、市民ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供につながります。

(例)

- ・ 感染症や食中毒対応など幅広い専門知識を持った職員が増えることで、保健サービスの質の向上につながることができます。
- ・ 医療をはじめとする各種統計調査を一元的に把握することが可能になり、医療分析の視点を加えた医療保健福祉施策の展開を図ることができます。
- ・ 市民や関係機関を対象に、多様な専門職による健康に関する講座や啓発活動が展開できるようになります。
- ・ たばこ対策や食育推進等については、従来の直接市民に働きかける支援から、立入検査や巡回指導等の保健所の社会環境の整備に関わる業務を活用することで、健康寿命の延伸にむけた総合的な取組を展開することができます。

(3) 安心、安全で地域の実情に応じた医療の推進や公衆衛生の向上

病院、診療所及び薬局並びに飲食店並びに公衆浴場等の許認可業務をはじめとする監視・指導行政を市が独自に計画、実施することが可能となり、市全体の公衆衛生の向上を図ることができます。

(例)

- ・ 市民からの医療相談や健康相談等への対応と、移譲される医事薬事への監視指導業務を併せ持つことで、医薬サービスの安全性と質の向上を図ることができ、市として迅速かつ効率的に市民対応することができます。
- ・ 医療計画に基づく、医療機能の分化・連携の推進による急性期から回復期、在宅医療に至るまでの地域全体の実情に応じた切れ目ない地域医療体制の構築について市が主体となって推進できます。
- ・ 学校や保育所、福祉施設等の給食調理業者、地域の祭りや盆踊りの模擬店等を企画する自治会・子供会等の地域の団体、万博記念公園等で食のイベントを行う露天商等、市民及び事業者に対して平時から食の安全に関する啓発や監視指導等を市が独自に基準を設けて実施できます。

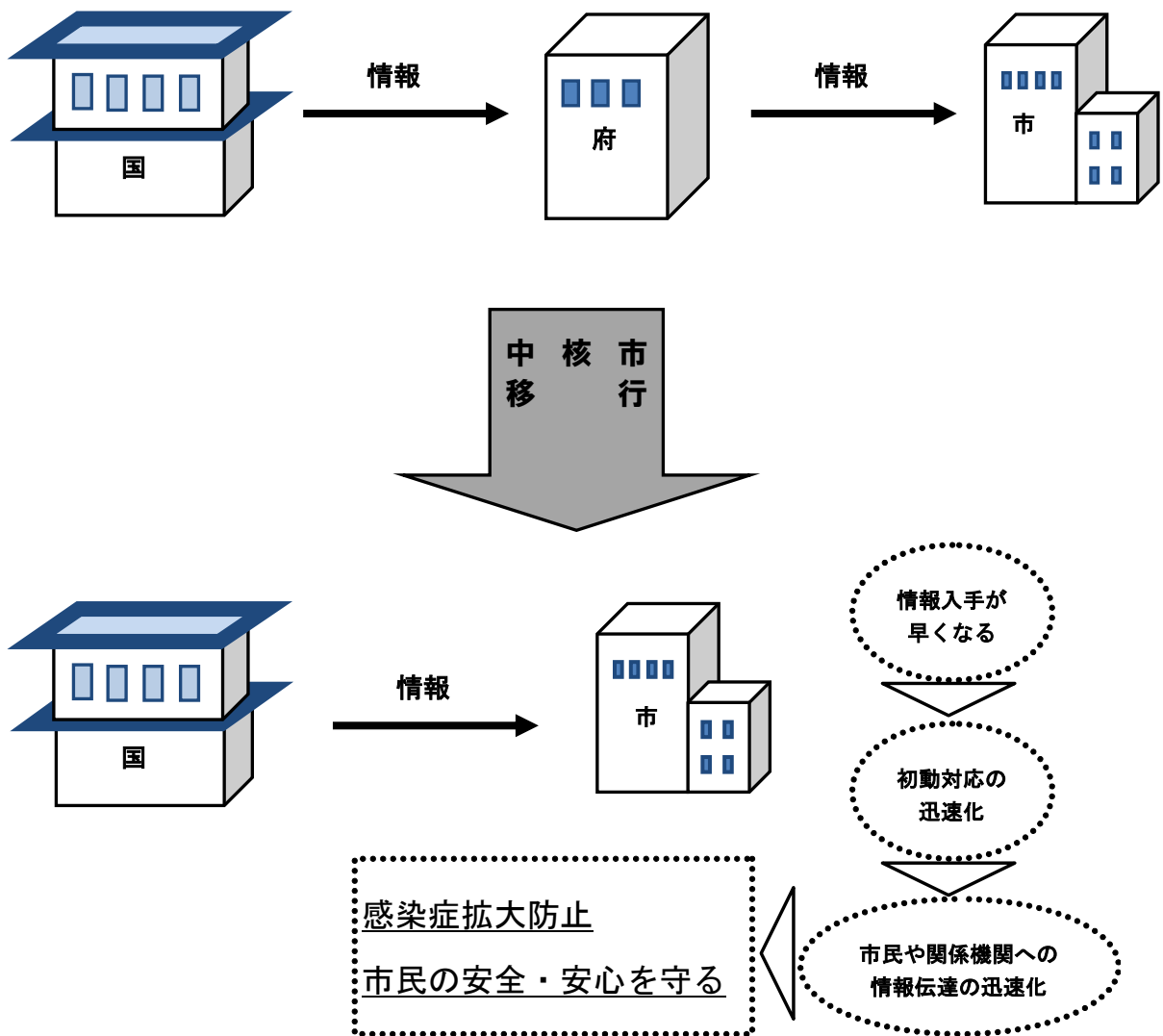
(4) 健康危機管理※ への迅速な対応

健康危機管理に関する情報について、国から直接入手できるようになるため、より迅速な対応が可能となります。

※ 健康危機管理 … 医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因（自然災害等）によって生じる生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生、拡大防止等に関する業務で厚生労働省の所管するもの。

(例)

- 健康危機に関する情報入手が早くなることで、平時の監視や予防対策をはじめ、感染症発症時の初動体制の確保や市民、関係機関への情報伝達の迅速化が図られ、感染症拡大の防止につながります。
- 感染症対策について、現在市が行っている予防接種から健康危機管理事象発生時まで一貫した対策を講じることができます。



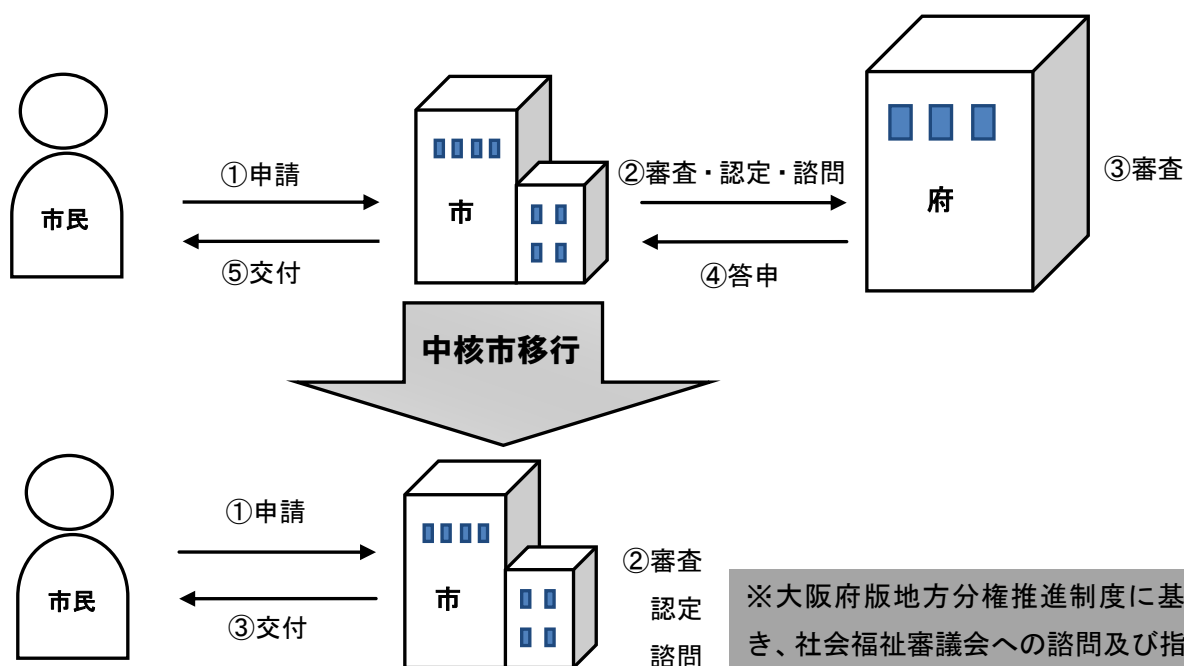
II 行政サービスの効率化・迅速化

現在、府と市で分担している行政サービスを市で一括して、総合的に行うことができるようになるため、手続きを行う市民の利便性が向上します。

1 身体障がい者手帳の交付

根拠法	身体障害者福祉法
概要	身体に障害のある者からの申請に基づき、診断書及び意見書を審査し、障害程度が認定基準に該当すると認められるときは身体障害者手帳を交付、再交付します。また、認定基準等と診断の記載内容に相違がある場合や、指定医の意見等級が「7級」又は「該当しない」と記載されているときは、地方社会福祉審議会へ諮問します。
所管	障がい福祉室

申請受付から審査、認定までを市で直接行うこととなります。市で社会福祉審議会を運営するため、今まで必要とされた時間は短縮され、早く手帳交付ができるようになります。また、諮問が必要な手帳交付にかかる時間が短縮されることによって、必要な福祉サービスも早く利用できます。



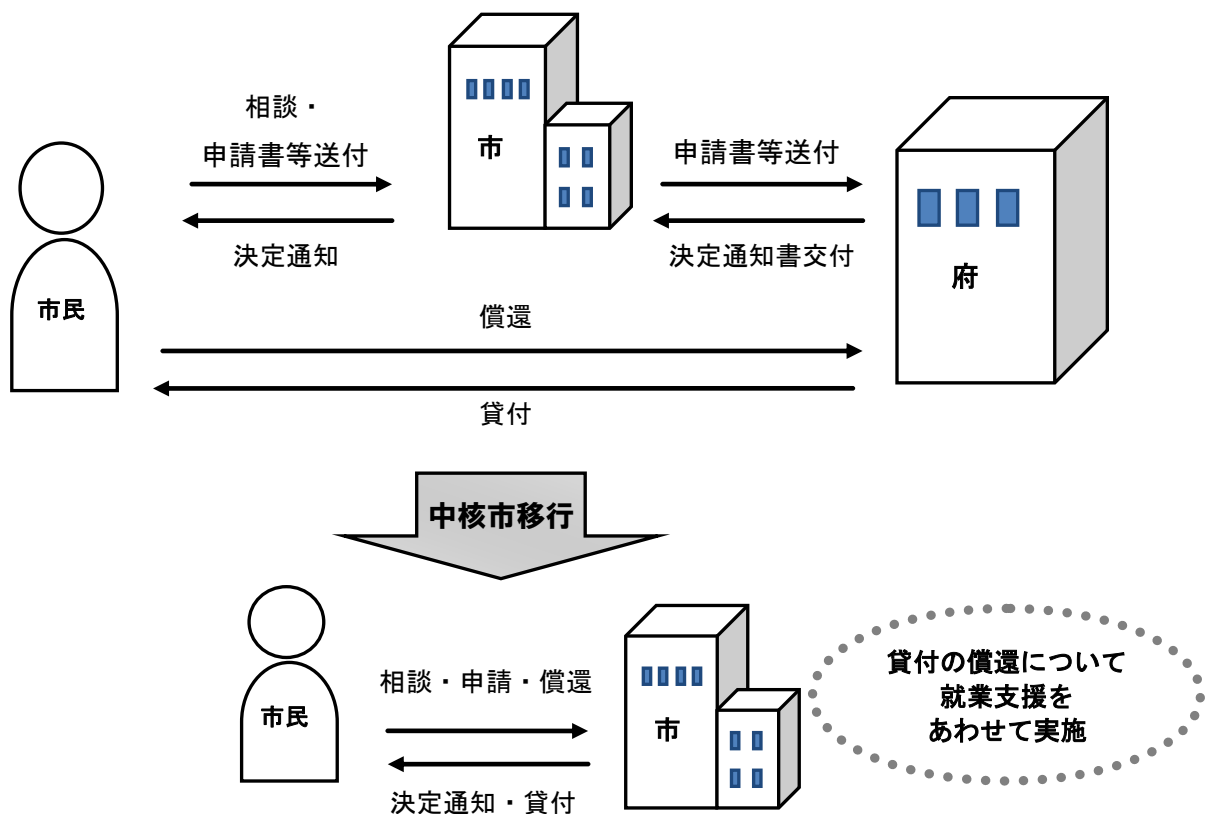
※大阪府版地方分権推進制度に基づき、社会福祉審議会への諮問及び指定医の指定を除く身体障害者手帳の交付等に関する事務は、平成24年10月に権限移譲済み。

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等

根拠法	母子及び父子並びに寡婦福祉法
概要	ひとり親家庭等に対して母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付を行い、母子及び父子並びに寡婦家庭の生活の安定と自立を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施し、就業支援や就業支援講習会等によりひとり親家庭への総合的な支援を行います。
所管	子育て給付課

ひとり親家庭に対する修学資金などの貸付は、市が相談や受付の窓口となり府が審査や貸付を行っています。中核市移行後は、市がこれら全ての事務を行うことで、受付から貸付までの時間の短縮が図れます。

また、貸付の償還について、無理のない償還になるよう、就職が困難になっている世帯に対し、ひとり親家庭の親や子供の就業支援を行います。なお、債権の縮小を目指して、貸付から償還まで市で実施します。



3 指導監査の一元化

根拠法	児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
概要	保育所や指定障害福祉サービス事業者等、下記の施設又は事業を行う者に対し、 指導監査を実施します。
所管	福祉指導監査室

既に権限移譲を受けて実施しているものと一元的に指導監査を行うことができるようになります。
また、市が監査を実施することで、市内の事業者に対し、必要に応じ迅速な指導が可能となります。

<既に権限移譲を受けている指導監査の対象>

<中核市になり移譲を受ける指導監査の対象>

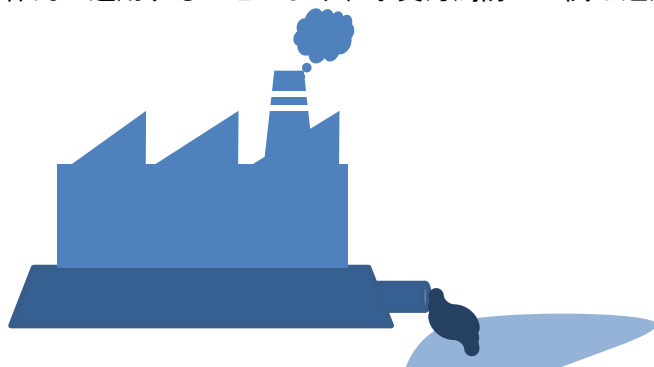
社会福祉法人	一 元 的 な 指 導 監 査 の 実 施	幼保連携型認定こども園
児童福祉施設（保育所、児童館、母子生活支援施設、助産施設）		病児保育事業
小規模保育事業		無料定額診療事業又は無料定額介護老人保健施設利用事業
認可外保育施設		地域子育て支援拠点事業又は子育て援助活動支援事業
指定居宅サービス事業者		軽費老人ホーム又は障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業者		老人居宅生活支援事業
指定特定相談支援事業者		養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
指定障害児相談支援事業者		指定介護老人福祉施設
地域生活支援事業者（移動支援・日中一次支援）		介護老人保健施設
基準該当障害福祉サービス事業者		指定介護療養型医療施設

4 水質に関する事業所規制の一体化

根拠法	瀬戸内海環境保全特別措置法
概要	特定施設（水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のもの）の設置の許可等を行います。
所管	環境保全課

現在、瀬戸内海環境保全特別措置法のうち、指導・報告の徴収に関する事務はすでに本市に移譲されており、今回、中核市に移行して特定施設の許可に関する権限移譲を受けることにより、瀬戸内海環境保全特別措置法全般の運用が可能となります。

更に本市は、水質汚濁防止に関して、すでに水質汚濁防止法の移譲を受けていることから、両法を一体的に運用することにより、水質汚濁防止に関し迅速かつ的確に対応することができます。



水質汚濁防止に関し迅速かつ的確に対応

・ 瀬戸内海環境保全特別措置法

・ 水質汚濁防止法

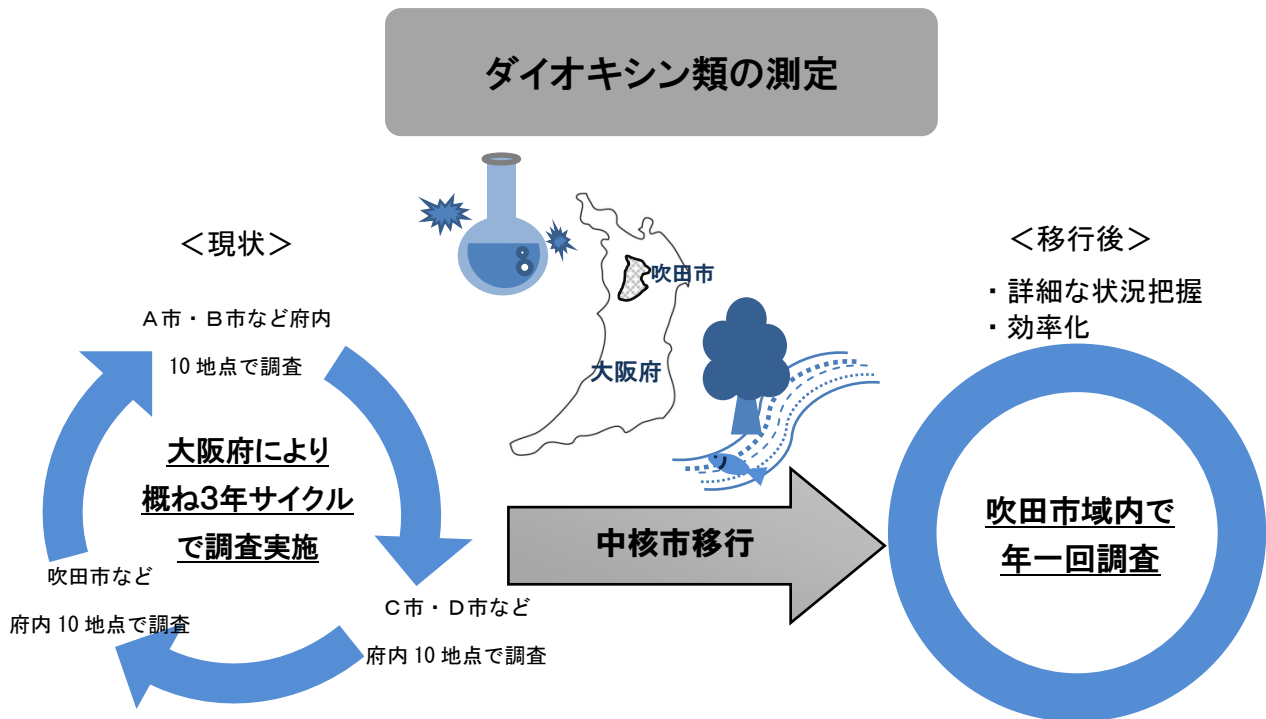
一体的に運用



5 土壌・地下水に係るダイオキシン類による汚染状況の常時監視

根拠法	ダイオキシン類対策特別措置法
概要	大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染状況について常時監視します。
所管	環境保全課

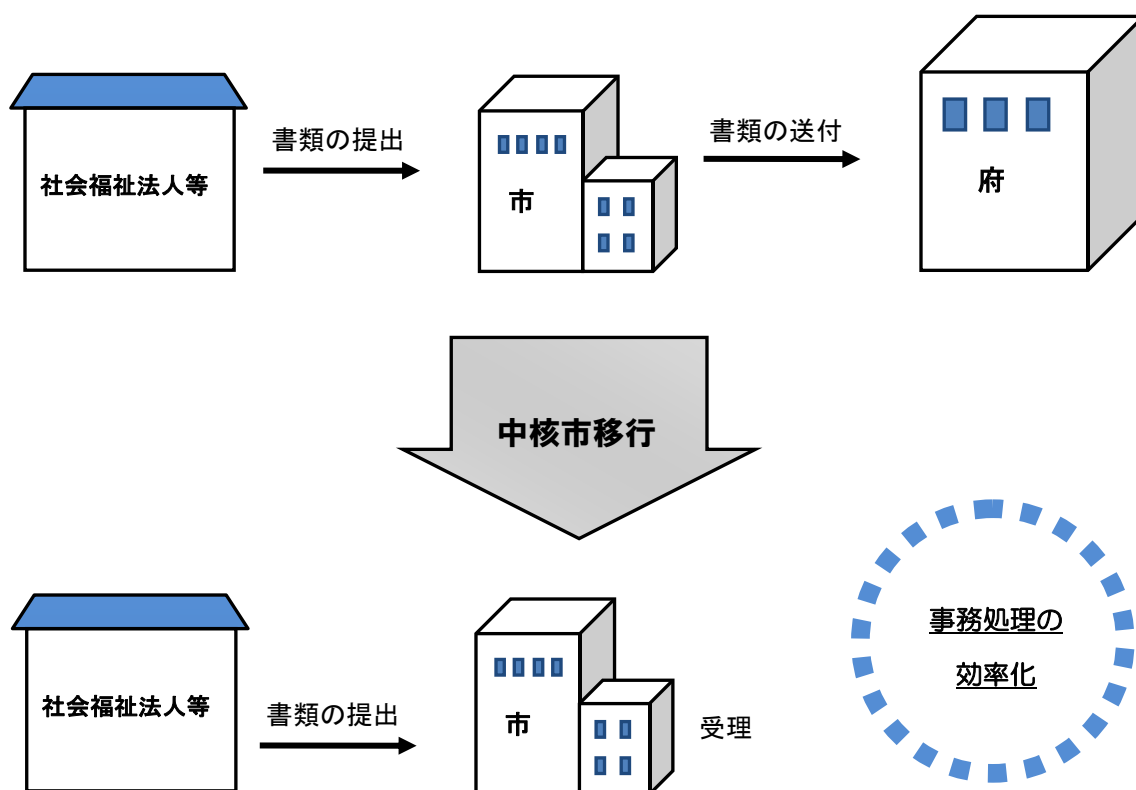
府は府内で年10地点、概ね3年サイクルで全市町村において調査を実施しており、毎年、市内でダイオキシン類の測定をするものではありませんが、中核市移行後は、市域内において年1回調査することにより、より詳細に市域の状況が把握可能になります。また、既存の別項目の調査と合わせて調査を委託し実施することで、効率化を図ることができます。



6 地域子育て支援拠点事業等の届出

根拠法	社会福祉法
概要	第2種社会福祉事業に位置づけられている地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び利用者支援事業を開始する際に、社会福祉法人等が提出する届出書類を受理します。
所管	子育て支援課

現在、社会福祉法人等が府へ届出をするに当たり、提出窓口である本市に書類を提出し、本市から府へ書類を送っているところが、中核市へ移行すると本市で届出書類を受理することになり、府へ送る必要がなくなります。

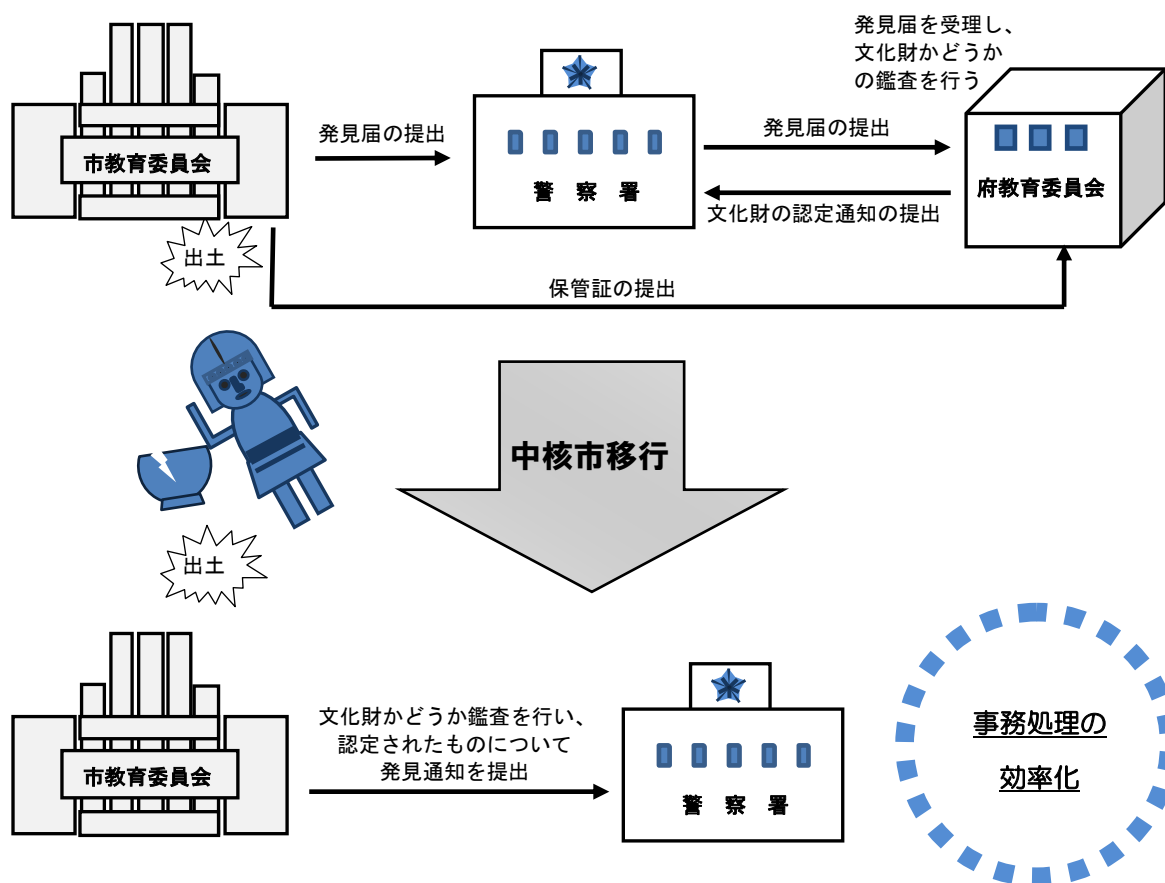


7 出土文化財の認定事務等

根拠法	文化財保護法
概要	出土文化財の鑑査等の文化財の認定事務を行います。
所管	文化財保護課

市教育委員会が発掘調査を行い、出土した埋蔵物の事務手続きを行う場合については、現状では、市教育委員会が埋蔵物の発見届を警察署長に提出し、保管証を府教育委員会あてに提出します（現物は市が保管する）。府教育委員会は警察署長から当該の発見届の提出を受け、埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑査を行い、文化財と認定した場合は文化財の認定通知を警察署長に提出します。文化財と認定された埋蔵物は府に帰属し、市で保管することとなります。

中核市へ移行すると市が文化財であるかどうかの鑑査を行い、文化財と認定したものについて警察署長に発見通知を提出することでほぼ上記の手続きが終わり、事務処理の効率化を図ることができます。



8 交流活動館運営費補助金の申請

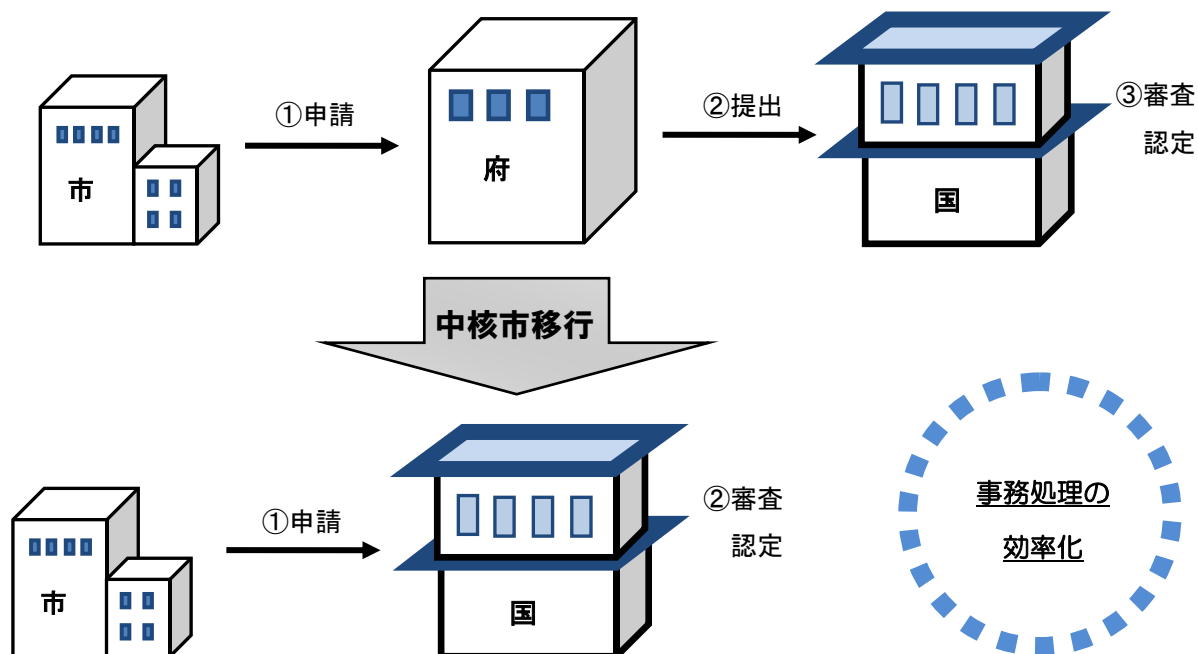
根拠法	社会福祉法
概要	交流活動館の運営費に関する補助金を申請しています。
所管	交流活動館

毎年、補助金申請については市で必要書類を作成し、紙媒体とデータを府に提出した上で、府で書類の不備などを確認し国へ申請書類を提出することとなっています。中核市移行により直接、国に対して補助金の申請を行うことが可能となり、不明な点等についても府を介することなく直接国へ連絡をすることができる点から、業務の効率化が図られます。

9 ボランティア功労者厚生労働大臣表彰等の推薦

根拠法	社会福祉法
概要	広く国民のボランティア活動への参加を促進するため、その社会的評価の方策として、ボランティア功労者厚生労働大臣表彰等の推薦を毎年行っています。
所管	福祉総務課

中核市移行により直接、国に対して申請することが可能となり、所要時間の短縮が図られます。



Ⅲ 特色あるまちづくりの推進

中核市移行により、保健衛生行政だけでなく、景観や環境などの分野において権限移譲を進め、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進できるようになります。

また、市民生活に身近な行政サービスは市が責任を持って対応することで、市民のニーズや地域の課題を行政サービスに反映させやすくなります。

1 幼保連携型認定こども園の設置認可等

根拠法	児童福祉法
概要	既に権限移譲を受けている保育所の設置認可等だけでなく、幼保連携型認定こども園の設置認可等も行います。
所管	保育幼稚園室

保育所や小規模保育事業所、幼保連携型認定こども園等、保育施設の認可権限を一元的に持つことにより、本市における年齢別、地域別の保育ニーズに応じた建設計画に指導・誘導することが可能となります。さらに、その後の認可保育所等の運営にかかる指導や連携に関して、事務の円滑化の効果があります。

2 民生委員・児童委員の定数決定

根拠法	民生委員法
概要	民生委員・児童委員の位置付けが、市の特別職地方公務員となり、吹田市が指揮監督・指導権を持つこととなります。また、定数条例、民生委員法施行細則を定め、厚生労働大臣へ民生委員候補者の推薦（明示）、民生委員協議会を組織する区域の決定を行います。
所管	福祉総務課

中核市移行後は、これまで、府の条例で決められていた民生委員の定数を、市の条例で定めることにより、民生委員を地域の実情に合わせて適正に配置することができます。また、市独自の研修を実施することが可能となり、民生委員としての資質向上を図るとともに、適切な市民サービスやきめ細かな支援につなげていくことができます。

3 地方社会福祉審議会の設置

根拠法	社会福祉法
概要	社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（社会福祉審議会）を設置し、付随する事務を行います。
所管	福祉総務課

社会福祉審議会は、現在は、府に設置されており、府内における地域福祉、障がい者福祉及び児童福祉をはじめとした福祉行政関係の重要事項について調査審議を行っています。中核市移行後は、市も設置することになります。

審議の対象が本市内に限定されることとなりますので、本市の実情に合わせた専門分科会等の設置を行うことで、課題解決に向けた具体的な調査審議が可能となり、福祉サービスの充実が図られます。

また、既存（現行）の審議会等の整理を行い、統廃合を行うことにより、効率的で質の高い審議会運営が可能となります。

4 産業廃棄物についての許認可・指導

根拠法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
概要	産業廃棄物処理業者の許可及び指導監督や、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出及び指導を行います。また、産業廃棄物の適正処理対策として、排出事業者の指導や、不法投棄等の監視パトロールも行います。
所管	事業課

これまでは府が産業廃棄物に関する相談や指導を行っていましたが、中核市移行後は市において業務を実施することになることから、産業廃棄物の適正処理及び不法投棄等の対策に関して、事業者・処理業者等に対する指導の強化やパトロールの実施により、本市の実情に応じたきめ細かな対応が可能となります。

5 屋外広告物についての許可・指導

根拠法	屋外広告物法
概要	屋外広告物は無秩序に放置されると、それらが氾濫しまちの美観や自然の風致を損なうことから、周囲の景観と調和した広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行います。
所管	都市計画室

現在、本市では「屋外広告物の表示等に関する基準」や「屋外広告物景観形成ガイドライン」等に基づき、一定規模以上の屋外広告物の誘導を行っています。中核市移行後は、本市の景観まちづくり計画との整合を図った条例の制定により、許可区域や屋外広告物の表示方法等の許可基準を地域の特性に応じて定め、きめ細かな規制・指導を行うことが可能となります。

6 府費負担教職員の研修

根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
概要	これまで府と市で役割分担をして、府費負担教職員の研修を行ってきましたが、市が独自に教職経験や教育課題に応じた研修等、府費負担教職員の研修を計画的に実施します。
所管	教育センター

中核市移行後は、これまで府で企画していた小中学校の教職員の研修を、市で企画し、実施することになります。市立小中学校の教職員に、市の実情や教職経験、教育課題等に合わせた独自の計画による研修を実施できます。また、研修を市内で実施することにより、受講者の移動にかかる時間が縮減され、教職員が児童・生徒と向き合う時間が創出されたり、授業の教材研究や勤務時間の適正化にあてることができます。

